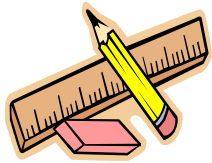


平成 30 年度小・中学校教育振興事業（就学援助予算）

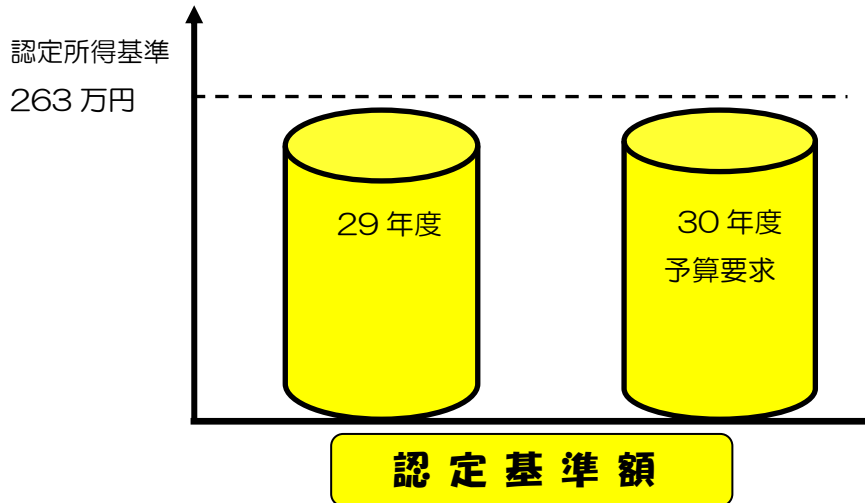


「就学援助」とは

経済的な理由により就学困難なご家庭にお子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や小学校給食費などの費用の一部を援助する制度です。

経済的困難な世帯を支援するため

- 就学援助の認定基準額については、現状の認定基準額の維持に努める。
- 平成 31 年度の小中学校新1年生に、入学用品費を早期支給する。



※4人世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）で試算しています。



法的根拠
 学校教育法 第 19 条
 「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」

予算要求ポイント

支給額を増やして支援するために

現在、国の基準より低い支給単価となっている学用品費・入学用品費を、国の基準と同額に引き上げることにより、保護者負担の軽減を図る。



小学生

【支給額】	(現行)	⇒ (平成 30 年度予算要求額)
学用品費	10,440 円	⇒ 15,220 円 (国の基準) (1 年生は 12,990 円)
入学用品費	20,470 円	⇒ 40,600 円 (国の基準)



中学生

【支給額】	(現行)	⇒ (平成 30 年度予算要求額)
学用品費	18,000 円	⇒ 26,820 円 (国の基準) (1 年生は 24,590 円)
入学用品費	23,550 円	⇒ 47,400 円 (国の基準)

〇市から国に対し、就学援助への財政措置要望は引き続き行っていきます。